

64. 消防法令における申請・届出等（◎総務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
防火管理者の選任届	消防法（昭和23年法律 第186号）第8条第2項	申請等	民間事 業者等	地方等	12594
防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12595
消防用設備等（特殊消防 用設備等）の設置届	同法第17条の3の2	申請等	民間事 業者等	地方等	12632
消防用設備等（特殊消防 用設備等）の点検報告	同法第17条の3の3	申請等	民間事 業者等	地方等	12634
工事整備対象設備等の着 工届	同法第17条の14	申請等	民間事 業者等	地方等	12635
統括防火管理者の選任届	同法第8条の2第4項	申請等	民間事 業者等	地方等	12653
統括防火管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12657
防火対象物点検結果の報 告	同法第8条の2の2第1 項	申請等	民間事 業者等	地方等	12661
自衛消防組織の設置届	同法第8条の2の5第2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	12667
自衛消防組織の変更届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12669
防災管理者の選任届	同法第36条第1項	申請等	民間事 業者等	地方等	12675
防災管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12677
統括防災管理者の選任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12682
統括防災管理者の解任届	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12684
防災管理対象物点検結果 の報告	同上	申請等	民間事 業者等	地方等	12687

消防計画の作成（変更）届	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	12596
防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 4 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	108066
防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 48 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	12672
防災管理対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成（変更）届	同令第 48 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	12679

（２）取組内容

（１）に記載した 19 手続については、現状、多くの消防本部で書面による受付のみとなっている（一部の消防本部では、電子申請システムや電子メールでの受付を実施）。2020 年（令和 2 年）中に、消防法令に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、各消防本部にオンライン化を促す通知を発出する。また、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、2021 年度（令和 3 年度）までに、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、2022 年度（令和 4 年度）以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施する。

また、マイナポータル・ぴったりサービスを用いた申請・届出の導入に向けた事務フロー等の検討を通じ、現状の事務フローの見直しや申請様式の改正・添付書類の削減を検討する。

KPI：2022 年度（令和 4 年度）までに設定